

東松島市移住コーディネーター募集要項

令和7年3月31日作成

今般、人口流出、少子高齢化等による人口減少が進む本市の課題解決に向けて、本市への移住検討者に対し適切な情報提供、相談対応、交流活動等の移住・定住の支援及び受入環境の整備を本市と協働して行う「東松島市移住コーディネーター」を募集します。

1. 募集人数

1名

2. 主な業務内容

- (1) 移住検討者に向けた情報発信
- (2) 移住検討者の相談対応
- (3) 県内外の移住セミナー、移住フェア等への出展及び企画運営
- (4) 移住定住事業に関する地域住民及び団体等との連携及び調整
- (5) 移住定住事業に関する助成制度の案内及び取り次ぎ
- (6) お試し移住事業の運営
- (7) その他移住定住事業に関する企画運営

3. 委嘱期間

令和10年3月31日まで

※業績により再任可能

4. 募集対象者

次に掲げる要件をすべて満たす方を募集します。

- (1) 本市への移住・定住の促進、地域活性化に意欲のある方
- (2) 心身ともに健康で、誠実に活動できる方
- (3) おおむね25歳以上で、社会人経験が3年以上ある方
- (4) 普通自動車免許を所持し、日常的な運転に支障のない方
- (5) パソコンやスマートフォンなどの電子機器を最低限使用できる方

5. 活動場所

東松島市役所復興政策課

6. 活動時間

月曜日から金曜日 8時30分～17時15分

定休日：土日祝祭日、年末年始。ただし、イベント等の業務により変更有、又は、代休による対応

※月あたり147時間15分以上活動いただきます。

7. 任用形態

東松島市移住コーディネーターとして市が委嘱します。本市との雇用契約、委託契約は存在しません。そのため、雇用保険には加入せず、個人事業主扱いとなります。

8. 活動条件・待遇・福利厚生

(1) 報償費

月額230,000円

※賞与、退職金はありません。

※実績払いのため、委嘱月の翌月から支払いが開始されます。

(2) 活動費補助金

業務従事のための活動経費として年度内に2,000,000円を限度として補助します。活動経費として使用できる範囲は、次のとおりです。

- ① 住居の借上げ費
- ② 活動車両の燃料費
- ③ 活動に関する旅費や宿泊費
- ④ 活動に関する作業道具や消耗品費
- ⑤ 研修受講費
- ⑥ その他市が認める費用

※それぞれの金額は、市と協議の上、決定します。

(3) 社会保険

各自で国民健康保険、国民年金保険に加入・支払いいただきます。

9. 募集期間

令和7年4月30日（水）まで

10. 選考審査

書類及び面接による審査を行います。

※面接審査の開催は、募集期間終了後にお知らせします。

11. 応募方法

移住コーディネーター応募用紙を以下の応募・問い合わせ先まで郵送又は持参してください。

提出締切：令和7年4月30日（水）17時（必着）

12. 応募・問い合わせ先

東松島市復興政策部復興政策課 移住コーディネーター担当（内線1234）

〒981-0503

宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

電話：0225-82-1111 / FAX：0225-82-8143

Mail：kikaku@city.higashimatsushima.miyagi.jp